

第3章 人の移動

1. ルールの概要

(1) ルールの背景(GATSにおける第4モード自然人の移動については、第II部第11章サービス貿易を参照)

FTA/EPAにおける「人の移動」章においては、サービス貿易の範囲でいかに当該相手国のみについてGATSプラスの内容に踏み込むかが争点となることが多い。さらにサービス貿易の範囲を超えた移民政策に踏み込む例（EU・スイス）もある。

GATS第4モードにおいては、高度な技術者から単純労働者まで自由に自由化約束の対象となり得るが、我が国を含む多くの加盟国は、分野横断的約束（horizontal commitment）のみを行い、個別サービス分野における市場アクセスについては、「各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。」としている。すなわち、一般的に、人の移動に関するGATSの下でのこうした各国の約束は極めて限定的であ

〈図表3-1〉 GATSにおける分野横断的約束における主な類型
(第II部第11章サービス貿易より再掲)

分野横断的約束における主な類型	消費国	提供国	事例
1 企業内転勤 (Intra-Corporate Transferees: IGT)			(例) 経営者、管理者、高度技術者
2. 短期滞在 (Business Visitors: B)			(例) 商談などの業務（この時点で報酬を得ない活動）
3. 独立の専門家 (Independent Professionals: IP)			(例) 外国の消費者との契約に基づき入国する弁護士
4. 契約に基づくサービス提供者 (Contractual Service Suppliers)	<p>企業対企業の契約</p>		(例) 企業と企業の契約に基づき派遣されるコンピュータ技術者従業員
	<p>企業対個人の契約</p>		(例) 企業と独立のコンピュータ技術者の契約に基づき入国する独立のコンピュータ技術者

り、我が国においても、企業内転勤、自由職業サービス、短期滞在の3分野において分野横断的のみの約束をしている（第2章参照）。

したがって、FTA/EPAにおいてその範囲をいかに超えるかが論点といえる。FTA/EPAなどでは、自国と相手国との関係に応じて個別に対象範囲を選択することが可能であり、例えばGATSの約束を超え、専門技能や技術レベルの範囲を広げ、新たに相手国のみにも人の移動を認めることなどを行っている。なお、ドーハ・ラウンドのサービス交渉のリクエスト・オファーの進捗なども影響し、我が国では前述の3分野に加えFTA/EPAにおいて、契約に基づくサービス提供者や投資家の2分野、合計5分野についての約束を行っている例も多い。ただし、これらはFTA/EPAで約束されているとはいえ、実行上は最恵国待遇ベースで適用されているといえる。

我が国の入国管理制度は、専門的・技術的な職業に従事する人材は積極的に受け入れるとの政府方針に基づいており、現時点では、GATSにおける自由化約束の水準よりも広範に外国人の入国を認め得る面がある。二国間で実行ベースも含めて、他国より特恵的待遇を与えるという観点からは、それらの枠組みの中で、入国可能な専門職業従事者の範囲・入国条件の個別の設定が問題であり（例：看護師、介護士等）、我が国の約束レベルをいかに当該相手国のみを引き上げ、条件設定を行うかが議論となる。

(2) 法的規律の概要

FTA/EPAにおける人の移動に関する規定は、以下の2つに大別できる。ひとつは、EUのような労働市場統合型、すなわちサービス貿易自由化規定とは独立に、地域間の労働力の移動を認めるもの、ないしこれを目標として明示するものと、もうひとつは、日シンガポール、日

フィリピンEPA等のように、サービス貿易自由化（又は物品貿易若しくは投資自由化）規定の一部として、これらの活動のために必要な範囲で人の移動の制限を緩和しようとするものである。

本節では、我が国が締結しているFTA/EPAの人の移動に関する規定を概説する。さらに、次節では、主に先進国が締結している諸外国におけるFTAの規定について概説する。なお、FTA/EPA等のなかで、入国審査の円滑化を規定している例もあり、この点についても記述する。さらに、人の移動に密接に関連する分野として「資格の相互認証」がある。GATS第7条では二国間等の取組が通報されており、その他に複数国や地域的な取組もあり、以下ではその点も含め記述する。

① 日シンガポールEPA

シンガポールとのEPAは、2002年1月に両国政府で協定署名した後、2002年11月に発効した。

日シンガポールEPAでは、我が国として初めて、「自然人の移動」に関する章を設けた。図表3-2に示しているとおおり、「短期商用訪問者」、「企業内転勤者」に加え、我が国がGATSで約束していない「投資家」及び「自国の領域にある公私の機関との個人契約に基づいて業務に従事する自然人」について、規定の対象及び滞在期間とその延長の点に関するGATSプラスの約束を行っている。

＜図表3-2＞ 日シンガポール EPA における人の移動に関する約束

我が国がシンガポールに対して行った約束	シンガポールが我が国に対して行った約束
<ul style="list-style-type: none"> ○「短期の商用訪問者」については、入国及び90日間の滞在が認められる。 ○「企業内転勤者」については、期間を明確に限定せず、入国と一時的な滞在が認められる。 ○「投資家」及び「我が国の公私の機関との個人契約に基づいて業務に従事する者」については、国内法令に従って、入国の際の条件に変更がない限りにおいて、期間を明確に限定せず、入国と一時的な滞在が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「短期の商用訪問者」については、入国及び当初1ヶ月、又は申請に基づき最大計3ヶ月までの滞在が認められる。 ○「企業内転勤者」については、入国及び当初2年を限度とする滞在が認められ、計8年を限度としてその都度3年を超えない滞在期間の延長が認められる。その後は、シンガポール政府の判断により延長が認められる。 ○「投資家」及び「シンガポールの公私の機関との個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人」については、シンガポールの国内法に従って、入国及び当初2年を限度とする滞在が認められ、計8年を限度としてその都度3年を超えない滞在期間の延長が認められる。その後は、シンガポール政府の判断により延長が認められる。

また、協定には規定されていないものの、口上書の交換により、日本側は、①日本の国家試験を英語で受験し合格すること、②外国人のみが治療対象であること等を条件に、医師・歯科医師を受け入れることを約束した（医師7名、歯科医師2名が上限）。また、シンガポール側は、①在留邦人のみが治療対象であること等を条件に、医師・歯科医師を受け入れることを約束した（当初、医師15名、歯科医師5名が上限であったが、2005年の拡大により現在はそれぞれ30名、15名）。

② 日メキシコ EPA

2002年4月に発効した日メキシコ EPA において、人の移動に関する章が設けられている（第10章）。短期商用訪問、企業内転勤、投資家、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する相手国国民について、一時入国及び滞在を許可するものとし、また入国の際の書面の簡素化、締約国における滞在期間及び延長可能回数などが規定されている。

③ 日マレーシア EPA

人の移動に関する章は設けられていないが、投資に関する第7章において、投資家の移動の円滑化について記述がある（第86条）。入管法令に従い、締約国は、投資家、他方の締約国の企業の取締役、経営者、役員の入国・一時的滞在が認められ、また労働の許可を与えなければならない。締約国は、一時的な滞在期間の更新、一時的な在留資格又は労働許可の発給の申請にかかる要件や手続を可能な限り公表し、また法令に従って手続を簡易化する努力義務があるとされている。なお、出入国管理措置は投資に関する章の対象から除外されている。（第73条）

④ 日フィリピン EPA

フィリピンとの EPA は、2006年9月に両国政府で署名した後、2006年12月に日本側の国会承認を経て、現在フィリピン側の国会承認待ちの状況である。

日フィリピン EPA では、看護師、介護福祉士の我が国への受入を認めた。新たな分野の外国人労働者に対して在留資格を付与した我が国初の EPA の取組である。これは、多国間では規定することが困難である途上国からの労働力受入

を、二国間協定で特別に規定したものと位置付けられる。ただし、現行の入国許可基準を下げるのではなく、入国を認めることができる専門的・技術的分野に、新たに看護師、介護福祉士を追加したということであって、外国人労働者受入政策の方針を変更したということではない。また、我が国の国家資格取得のために資格の相互認証を行っているわけでもない。

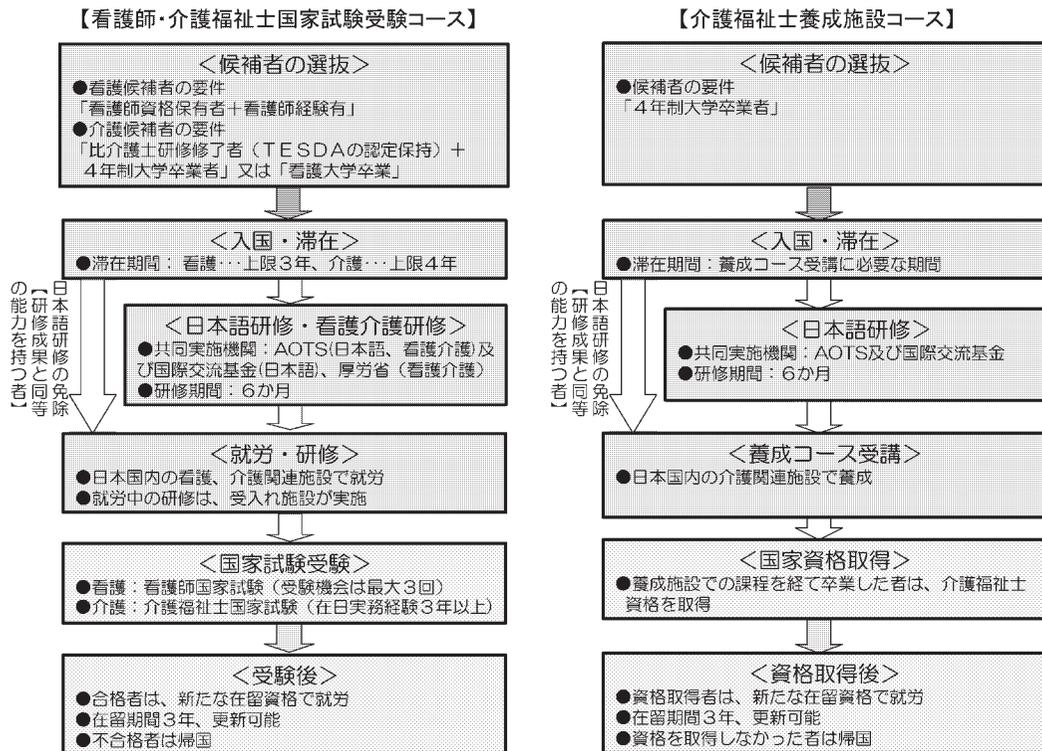
具体的な受入枠組みは、図表3-3にある。まず、一定の要件を満たすフィリピン人の看護師・介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認める（滞在期間の上限、看護師3年、介護福祉士4年）。国家試験を受験後、国家資格取得者は看護師・介護福祉士として引き続き就労が認められる。介護福祉士については、日本語の研修修了

後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組も設けられている。日本語の研修については、一定の日本語能力を持つ者には免除される。

日本がフィリピン側に対し通知した受入人数は、当初の2年間で、看護師400名、介護福祉士600名の合計1,000名であり、フィリピン側もこれに合意した。

本協定が、我が国の入国管理制度を超える新しい点としては、①看護師及び介護福祉士としての就労活動を認めたこと（ただし、国家資格取得者に限定）、②国会資格未取得者に対しても、国家資格取得の準備活動の一環として、一定期間に限り、当該分野での就労を認めたことと整理することができる。なお、①について、我が国の看護師国家試験に合格した外国人看護

＜図表3-3＞ 日フィリピンEPAにおける看護師・介護福祉士候補の受入枠組



師に対しては、研修目的での最長7年の在留は認められているが、正規の就労は認められていなかった。

(3) 諸外国の FTA における人の移動 に関する措置の事例

① 米国・シンガポール

2003年5月に調印、翌年1月に発効した米・シンガポール自由貿易協定（United States-Singapore Free Trade Agreement）は、21章からなるその協定の中で、「第8章 国境を越えるサービス貿易」、「第11章 商用者の一時的入国」及び「第17章 労働」の各章で「人の移動」に関する規定を記している。

本協定における約束は、人の移動の自由化という点でみると、米国にとっては GATS における約束内容を大きく超えるものではない。つまり、締約相手国内での求職活動を行うための人の移動は自由化していないということである。90日の範囲内で、労働許可なくして、相手国内において事業活動を行うことを認めているが、当該国の労働市場への参入を目的としないことの証明として、たとえば主たる収入源が締約相手国でないことの証明を求めていること（附属書 11 A）、米国が、専門職業サービスを提供しようとするシンガポールの商用者に対して、年間 5,400 人までは申請を承認する義務を負うこと（附属書 11 A. 3）が挙げられる。その他の特徴的な点として、専門職業サービス提供者の資格

認定及び認証について相互に受け入れ可能な基準・標準の開発を検討していること（附属書 8 C）、他方、労働法を国際労働基準に合致させる努力義務、さらにかかる労働法の執行における裁量権を適切に行使する義務を明記していること（第 17 章）が挙げられる。

② EU・アルジェリア

EU とアルジェリアは、1996 年 6 月よりいわゆる欧州地中海連合協定（Euro-Mediterranean Agreement Establishing an Association Between the European Community and Its Member States, of the One Part, and the People's Democratic Republic of Algeria, of the Other Part）に関する交渉を開始し、2002 年 4 月に同協定を締結した。連合協定は単なる貿易協定にとどまらず、政治・安全保障対話、経済協力、社会・文化協力、法務協力等、広範な内容を有する。この中で「人の移動」に関する条項は、第 33 条、第 83 条及び第 84 条に含まれている。

人の一時的入国に関して、EU は、GATS において企業内転勤者等の入国を認めており、アルジェリアとの本協定の約束内容は GATS における約束の範囲内に留まる。本協定で追加的に約束されているのは、不法入国者の規制に対する協力（第 84 条）であり、域外からの不法入国・滞在の阻止が EU にとっての課題と位置付けられていると考えられる。

EU・アルジェリア 不法入国の防止及び管理における協力（抜粋）

Article 84 不法入国の防止及び規制における協力：本国送還（readmission）

両締約国は、不法入国に関する情報交換における相互に有益な協力関係を発展させること開発が重要であることを再確認し、不法入国を防止及び管理するために協力を行なうことについて合意する。この目的のために、

—アルジェリアと共同体加盟諸国は、必要な身元確認手続きが終了した後に、自国民の他方の締約国

領土において不法滞在する自国民はいかなるものであれ送還することに合意する。

—アルジェリアと共同体加盟国は、この目的のために自国民に対して適切な身元確認書類を付与する。

(第1項)

—正規の地位にある国民の移動と居住を促進するために、両締約国は、いずれかの締約国の要求に従って、不法入国に対する闘いと本国送還に関する協定の締結について交渉することに合意する。いずれかの締約国が必要とする場合には、当該協定は、他方の締約国から自国領土内に直接到着する他方の締約国民に関する本国送還を含むものとする。上記協定の実施のための実務的取極めは、両締約国により、当該協定自身又はその実施議定書において定めるものとする(第2項)。

—連合委員会は、偽造書類の検出を含む不法入国防止及び規制のための共同行動の可能性について調査を行なう(第3項)。

③ EU・スイス

スイスは1972年12月にEU(当時はEC)との自由貿易協定を締結したが、EU及びEEA(欧州経済地域)には不参加であるため、これを補完するために、人の移動、空運、陸運、農産品、公共調達、科学技術協力、相互認証について、二国間協定をそれぞれEUと締結している(1999年6月調印、2002年6月1日発効)。

「人の移動」に関する二国間協定(Agreement between the European Community and its Member States, of the one part, and the Swiss Confederation, of the other, on the free movement of persons)は本文全25条、「付属書1 人の自由な移動」、「付属書2 社会保障スキームの調整」及び同付属書に関する「議定書」、さらに「付属書3 専門職業資格の相互承認」からなる大部の協定である。

この協定では、他方当事国国民が雇用を得るため又は非経済活動のために入国し合理的な期間滞在することを認め(第2条第1項)、さらに他方当事国国民に対して、自国内における被雇用者及び自営業者の居住を許可しており、特に短期の労働者については居住許可を不要としている(第6条・第12条)。相互認証については、被雇用者及び自営業者としての労働が容易にできるようにするため、修了証書、卒業証書及び

その他の資格の相互認証に必要な措置を講ずることとしている(第9条)。

ただし、スイスは、協定発効後5年間は、入国後の居住期間4ヶ月以上1年未満の者及び1年以上の者に関して、数量制限を行うこととしており、係る制限は6年目を以降に撤廃することとなっている(第10条第3項)。毎年の移住許可数は、前者については115,500、後者については15,000となっている(状況により若干の増加はあり)。

スイスのGATSにおける約束状況は、分野横断的約束において2つのカテゴリーを設け、第一のカテゴリー「特定の事業所もしくは会社内においてスイスに移動する重要人物(企業内転勤者)」については3年間(最大4年まで延長可)、第二のカテゴリー「スイスに移動する他の重要人物」(サービス販売者、商業拠点設置のための責任者)については1年間のうち3ヵ月までの滞在を認めるとともに、これらの人物に関しては、一定の例外措置を除き内国民待遇が保障されていることが明記されている。

本協定はGATSにおける約束内容を大きく超え、EUとの間で可能な限り「人の移動」を自由化しようとする姿勢が示されている一方、第10条において、協定発効後の移行期間に数量制限を適用する権利をスイスに与えている点は、

急速な人の移動の自由化による社会的・経済的 きる。
な混乱を回避するための工夫と見なすことがで

EU・スイス GATS における約束内容を超える規定（抜粋）

Article 6 経済活動に従事しない人の居住の権利

締約国領土における居住の権利は、付属書1の non-active people に関する条項に従って、経済活動に従事しない人についてもこれを保証する。

Article 7 その他の権利

締約国は、付属書1に従って、人の移動に関する以下の権利に係る条項を作成する：

- (a) 経済活動への接近及び従事、生活、雇用及び労働条件に関して自国民と同等の待遇を得る権利
- (b) 締約国国民が受入国の領土内を自由に移動し、その選択に基づいて職業に従事することを可能にする、職業及び地理的流動性の権利
- (c) 経済活動の終了後も締約国領土内に滞在する権利
- (d) その家族が国籍に関係なく居住する権利
- (e) その家族が国籍に関係なく経済活動に従事する権利
- (f) 本協定によって与えられる権利の行使に関連する限りにおいて、不動産を取得する権利
- (g) 移行期間中、締約国領土における経済活動もしくは居住期間の終了後、再びそこに戻って経済活動に従事する権利、及び一時的居住許可を永住許可に変更する権利

Article 8 社会保障制度の調整

締約国は、付属書2に従って、以下の目的をもって社会保障制度の調整を行なうための条項を作成する：

- (a) 待遇の平等の確保
- (b) 適用可能な法制度の決定
- (c) 給付金を受け取る権利の獲得・維持のために、関係国の法令によって全ての（払込）期間を考慮して給付金を合算・計算すること
- (d) 締約国領土に居住する人に対して給付金を支払うこと
- (e) (締約国) 政府当局及び機関の間の相互の行政支援と協力の育成

④ 豪州・タイ

2004年7月に調印し、翌2005年1月に発効した豪・タイ自由貿易協定(Australia Thailand Free Trade Agreement)は、「人の移動」については、「第8章 サービス貿易」において一般的な条項を設けている他、「第10章 自然人の

移動」で詳細を規定している。

豪州のGATSにおける「人の移動」に関する約束では、4つのカテゴリーを設けて入国と一時的滞在を規定している。それは、a) 経営者及び上級管理者の企業内移転(当初4年間の滞在)、b) 独立の経営者(当初2年間の滞在)、c)

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

サービス販売者の商用訪問（当初6ヶ月、最大12ヶ月までの滞在）、d) 専門家（労働市場テストを条件に当初2年間、最大4年間までの滞在。一定の条件を満たす場合は労働市場テスト免除）である。

したがって、本協定において豪州が追加的に約束した点は、豪州が専門タイ調理師の一時的入国を認めていること、タイ・マッサージ・セラピストの資格認証の協議を行うことである。

豪州・タイ付属書 8 約束スケジュール豪州（抜粋）

I. 分野横断的約束

分野	制限（市場アクセス及び内国民待遇）
全タイ国民	<p>一時的入国 タイ国民は以下の条件において労働市場テストなしに豪州に入国することを許可される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商用訪問者：入国及び3ヶ月までの滞在 ・サービス販売者：入国及び当初6ヶ月までの滞在、最大12ヶ月までの滞在延長 ・企業内転勤者：入国及び当初4年まで、通算10年間の滞在 ・契約によるサービス提供者：入国及び3年間の滞在。専門タイ調理師(Specialist Thai chefs)*は4年間の滞在(*専門タイ調理師とは、以下の国家技術標準資格を有する者を言う（以下略）) ・タイに本部を有する事業の経営者及び管理者で豪州に子会社を設置しようとする者：入国及び当初4年間の滞在 ・企業内転勤者の配偶者及び扶養家族：入国及び当該転勤者のビザの有効期間内での労働 <p>上記カテゴリーのもとで豪州に入国しようとするタイ国民は、両国が求める書類及びその他の要件をその都度満たす必要がある。 その他のタイ国民の豪州への一時的入国は約束しない。 豪州政府は、伝統的なタイ・マッサージ・セラピストの資格認証のため標準作成に向けた、タイ専門職業団体と関連豪州専門職業団体との間の協議を支援する。本協議の結果は、本協定発効後3年以内に、サービス及び投資に関する次期交渉に反映される。</p>

⑤ インド・シンガポール

2005年6月29日にインド・シンガポール間で調印された包括的経済協力協定(Comprehensive Economic Cooperation Agreement: CECA)は、第9章として「自然人の移動」を設けている。

商用訪問者、短期サービス提供者という短期の一時的入国に加え（第9.43条）、企業内転勤者、専門職業家の長期の一時的入国に関する条項を設けている（第9.5条）。これは、インドがGATSにおいて約束している内容を大きく超えるものではないが、企業内転勤者の滞在期間（GATSでは最大5年）と配偶者及び扶養家族の雇用について、GATSよりも特恵的な条件を

提供している。

さらに、専門職業家について、システムエンジニア、電気工、自動車整備士、科学者、医師、会計士等の127職種に関する在留資格の発行を約束している。これらの職種は、大卒以上の学歴が必須であり、高度人材の移動促進を目指していることわかる。特に、会計・監査サービス、建築サービス、医師・歯科医師・看護師サービスの独占資格については、協定発効後1年以内に資格の相互認証を実施する旨が相互認証に関する章に規定されており、入国管理政策に影響する約束となっている。

(4) 入国審査の円滑化に関する措置の その他の事例 (APEC)

① APEC ビジネス・トラベル・カード

1996年11月のマニラにおけるAPEC首脳会議において、APECビジネス諮問委員会 (ABAC) の提言を受けて、APEC域内におけるビジネス関係者の移動を促進するためのAPECビジネス・トラベル・カード (以下、ABTC) の試験運用を開始することが、ラモス・フィリピン大統領、金泳三・韓国大統領 (いずれも当時) 及びハワード豪州首相の間で合意された。

1997年5月に上記3カ国 (フィリピン、韓国及び豪州) により試行が開始され、その後参加国・地域が拡大し、現在、17カ国・地域が参加している (豪州、ブルネイ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム)。日本は、ビジネス関係者からの強い要望を受けて、2002年10月にメキシコで開催されたAPEC首脳会議において参加意向を表明し、2003年4月1日から運用を開始している。

ABTCは、申請者の属する各国政府又は各地域政府 (日本の場合は外務省) が、他の参加国・地域から当該申請者について事前審査の承認を受けた上で交付する。交付対象者の基本要件は下記のとおりである。

- (a) 犯罪歴を有さないこと
- (b) 有効な旅券を有すること
- (c) 商用目的でAPEC域内を短期かつ頻繁に移動する必要のある真正なビジネス関係者であること

事前審査については、申請者からの依頼後2週間以内に手続を完了するよう最善の努力をすべきとされているが、参加国・地域からの回答がそろそろまでに数か月を要することから、事前

審査状況を確認するためのウェブサイトが設けられている。

ABTC保持者は、ABTCの裏面に表示されたABTC制度参加国・地域に短期商用目的で入国・滞在する際には、旅券及びABTCのみで (即ち査証無しで) 入国審査を受けることができる。入国が許可されれば、その参加国・地域の法令に従い、概ね2か月又は3か月の滞在が可能になる。ABTCの有効期間は、ABTCの交付日から3年間 (旅券の有効期間の残りが3年未満の場合はその期間) とされる。ABTC保持者は、入国審査の際にABTC専用レーン (日本の場合、成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港に専用レーンを設置) を利用することができ、円滑な審査を受けることができる。

(5) 資格の相互認証に関するその他の 事例

① ワシントン・アコード

1989年11月に、豪州、カナダ、香港、アイルランド、ニュージーランド、南アフリカ、英国、米国の参加により結ばれた協定であり、技術者教育認定機関が、それぞれの認定基準及び審査の手順と方法が実質的に同等であるということを相互承認したものである。その後、香港 (1995年)、南アフリカ (1999年)、日本 (2001年)、2003年にはドイツ、シンガポール、マレーシアが加わり、2005年に新たに韓国、台湾が加わった。ロシア、中国なども加盟準備を進めている。GATSにも通報されている。

ワシントン・アコードは、他の加盟団体が認定した技術者教育プログラムの修了者に対し、自国の認定機関が認定したプログラム修了者と同様な専門技術者の免許交付や登録上の特典を与える前提としての実質的同等性に関する国際協定となっている。あくまで同等性を担保するものであり、これに認定されたから即在留資格

が付与されるというものではない。

② APEC エンジニア

1995年11月に大阪で開催されたAPEC首脳会議における、「APEC域内の発展を促進するためには、技術移転が必要であり、そのためには国境を越えた技術者の移動が不可欠である」旨の決議を受けて、設けられた技術者資格相互承認の方法。2000年11月1日、APECエンジニアの要件が取りまとめられ、現在は、日本、オーストラリア、カナダ、香港、韓国、マレー

シア、ニュージーランド、インドネシア、フィリピン、米国、タイ、シンガポール及び台湾が正式加盟し、現在は13カ国・地域が加盟している。

APECエンジニアに登録されると、加盟国内において機械、電気・電子、情報、建築等の分野の技術士として同等性が認められる。ワシントン・アコードと同様に、あくまで同等性を担保するものであり、これに登録されたから即在留資格が付与されるというものではない。

コラム◆ GATS に通報されている相互認証

GATS第7条は、加盟国がサービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準が他国においても満たされるために、いずれかの国において得られた教育もしくは経験、満たされた要件又は与えられた免許もしくは資格証明を承認することができるとしており、同条第4項において、そのような承認のための新たな措置を採用し、又は承認のための現行の措置について

重大な修正を行なった場合には、当該措置をWTOに対して速やかに通報することを定めている。

英語圏の経済発展水準の高い国々（米国、英国、豪州、ニュージーランド、香港、南アフリカなど）や、ラテン語圏（スペイン語・ポルトガル語圏）において、教育の水準や専門職資格要件を同等とみなして相互承認を実施する事例が多い。

(6) 経済的視点と意義

現在、人の移動の自由化については、先進各国の労働市場の途上国への開放が、最も大きな論点である。非熟練労働者も含めた労働市場の開放については、我が国も含めた先進各国では、外国人労働者が増加することにより、国内労働市場における供給圧力が高まり、賃金が低下するという議論がなされることが多い。

しかしながら、人の移動の自由化によって、先進国で働く労働者からの送金により、途上国が相当の収入を得ることで、途上国に多くの経済効果をもたらすことができる。実際にアジア各国は海外からの多額の送金を受け取っている。

また、労働市場の開放により労働力の先進国・途上国間の最適な配分が可能となり、両国のGDPを押し上げることも考えられる。そして、内国民だけでは雇用確保が難しい職業、産業分野について、労働市場を開放することは、当該分野での事業存続を可能とするなど、人材受入国にも大きなメリットがある。（なお、詳細については、通商白書（2003）を参照）